

古山地区住民自治協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、伊賀市自治基本条例(平成16年伊賀市条例第293号)第25条並びに第26条の規定に基づき住み良い地域生活環境の確保に資するため、住民相互の連帶を深め、住民の創意工夫と責任のもと、地域への愛着と住みよさが実感できる古山地区を形成していくことを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 1項 この会は、古山地区住民自治協議会(以下「協議会」という。)と称する。

2項 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市蔵縄手370番地の2 古山地区市民センター内

(活動の範囲)

第3条 協議会の活動は、古山地区内とする。ただし、他の団体等と協力又は連携して活動する場合はこの限りではない。

(会員)

第4条 協議会の会員は、古山地区住民及び地区内に住所を置く事業所及び団体とする。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域振興計画の策定に関すること
- (2) 地域振興事業の実施に関すること
- (3) 地域振興事業経費の算定と地区内負担金徴収に関すること
- (4) 古山地区市民センターの施設管理及び伊賀市委託業務に関すること
- (5) その他目的達成のため必要な事業

(役員)

第6条 1項 協議会に次の役員を置く。

会長 1人
副会長 1人
会計 1人
監事 2人
事務局長 1人

2項 会長、副会長、会計及び監事は、総会において選出する。

3項 事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の職務)

第7条 協議会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3)会計は、協議会の会計事務を処理する。
- (4)監事は、協議会の事業の執行状況及び会計を監査し、総会に報告する。
- (5)事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の任期)

- 第8条 1項 前条の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2項 補欠により選出された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第9条 1項 協議会の会議は総会及び幹事会、実行委員会(以下「会議」という。)とし、公開を原則とする。
- 2項 会議は、過半数以上の委員又は幹事の出席がなければ開催できない。
- 3項 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会)

- 第10条 1項 総会は、役員、幹事、実行委員会(部会)委員をもって構成する。
- 2項 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3項 総会は会長が招集する。
- 4項 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5項 総会は次の事項を決定する。
- (1) 地域振興に関する計画策定に関すること。
 - (2) 協議会で推進する事業実施に係る予算、決算に関すること。
 - (3) 会長、副会長、会計、監事の選出及び事務局長の任命同意に関すること。
 - (4) その他重要事項に関すること。

(幹事会)

- 第11条 1項 協議会の事業を推進するため、幹事会を置く。
- 2項 幹事会は以下のもので構成する。
- (1) 会長、副会長、会計及び事務局長
 - (2) 各区を代表する者(区長)
 - (3) 自治協主催事業を担当する者(事業部担当幹事)
 - (4) 福祉活動関係の代表者(福祉部会長)
 - (5) 生活・環境活動推進、農業及び産業振興関係の代表者(環境・産業部会長)
 - (6) 地域文化・教育振興、体育及び健康推進関係の代表者(文化・健康部会長)
 - (7) その他会長が必要と認める者
- 3項 幹事会は総会に付議する事案及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 4項 幹事会は、会長が招集し、議長となる。
- 5項 会長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会委員の任期)

- 第12条 1項 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2項 補欠により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実行委員会)

- 第13条 1項 会長は、総会及び幹事会で、決定された方針・計画に基づき諸事業を具体化するための機関として、実行委員会を設ける。

2項 実行委員会に次の部及び部会を置く

- (1) 事業部
- (2) 福祉部会
- (3) 環境・産業部会
- (4) 文化・健康部会

3項 前項に掲げる事業部には、正副担当幹事を置き、自治協が主催する地区納涼祭、地区農業祭、地区慰靈祭の各事業を担当する。

4項 前項に掲げる事業部を除く各部会には部会長及び副部会長を置く。

5項 前年度の副部会長、事業部会副担当幹事は当該年度の部会長、担当幹事として部会及び事業部を運営する。

6項 部会長及び事業部担当幹事は、事業実施を具体化するとともに、事業推進のための要員が必要な場合は、事前に各区長へ選出を要請することができる。

7項 部会長及び事業部担当幹事は、事業計画に基づき、事業推進計画策定及び実行に努めるとともに、年度毎に事業の成果を幹事会へ報告するものとする。

8項 事業実施に必要な各事業間協力並びに調整事項については、事務局長と協議の上、事前又は事後に幹事会に報告するものとする。

(経 費)

- 第14条 1項 協議会の推進する事業に要する経費は、協議会費、補助金、その他収入をもって充てる。
2項 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

- 第15条 協議会費は、各戸別に徴収することとし、金額及び徴収方法は総会で決し、会長が各区長に徴収を依頼する。

(委任事項)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事業推進に関し必要な事項は、会長が幹事会に諮り別に定める。

附 則1(平成17年)

1. この規約は、平成17年4月15日から施行する。
2. 平成17年度の会計年度は第14条の規定にかかわらず、協議会設立の日から平成18

年3月31日までとする。

附 則2(平成19年)

この規約は、平成19年4月28日から施行する。

附 則3(2018年)

この規約は、平成30年4月27日から施行する。

附 則4(2019年)

この規約は、2019年4月26日から施行する。

附 則5(2022年)

この規約は、2022年4月28日から施行する。